

景気回復の兆し～それに伴う増税改正

政府税制調査会（小泉純一郎首相の諮問機関）が平成16年9月21日に総会を開き、平成17年税制改正に向けた本格的な議論を開始しました。

歳出の半分を「国債発行＝借金」に頼っている厳しい国家財政のなか、景気がようやく回復基調にあるため、増税は避けられないようです。

(1) 定率減税の縮小・廃止

政府税制調査会の石弘光会長は、9月21日の総会終了後の記者会見で「早急に手がけなければいけない問題は、やはり定率減税の廃止・縮小」として、11月下旬にまとめる答申に所得税・個人住民税の定率減税の縮小・廃止を盛り込むことを明らかにしました。

定率減税とは、国税である所得税の20%（最大25万円）、地方税である個人住民税の15%（最大4万円）の年間合計最大29万円を減税する制度であり、平成11年に景気対策を目的として小淵恵三内閣において導入されました。

「恒久的減税」として導入されたにもかかわらず早くも縮小・廃止が検討される定率減税ですが、もし廃止が決定した場合、所得税2兆5,000億円＋個人住民税8,000億円＝合計3兆3,000億円もの税収が確保できることとなります。逆に徴収される私たちにとっては減税額分がそのまま増税となってきます。年収700万円の夫、専業主婦の妻、子供二人の家庭では約8万円の増税、年収が1,000万円のケースだと約18万円もの増税につながります。

消費への悪影響も予想されるため、現実的には平成17年、18年と半分ずつの段階的な廃止となりそうです。

(2) 消費税率アップ

政府税調は8月～9月にかけてドイツ・フランス・ベルギー・デンマーク・ノルウェー・スウェーデンの欧州6カ国に視察団を派遣し、消費税・社会保障制度の調査を行い、消費税率引き上げの布石を打ち始めました。

小泉首相は「在任中に消費税の引き上げも、税

率の決定もしない」と表明していますから、理論的には任期の切れる平成18年9月から消費税率アップは導入可能となり、平成19年から一気に2桁への引き上げも予想されます。

政府税調の石会長は消費税引き上げにつき「1～2年かけてじっくり議論をすべき問題」としましたが、「何パーセント引き上げるのか」「引き上げの時期はいつにするのか」は政府税調では踏み込まず、首相判断とする方針を示しました。

消費税は社会保障の財源として、年金・介護・医療といった福祉問題に大きく関係してきます。「高福祉・高負担」か、「低福祉・低負担」か、はたまたその中間を取るのか…。消費税の税率アップは税負担の問題だけではなく、私たちの今後の生活そのものにかかわるだけにその動向が気になるところです。

(3) その他の増税の流れ

景気回復に伴い、「定率減税の廃止」「消費税率引き上げ」と平成17年～19年にかけての増税の流れが明確化していますが、この他にも家計の負担を増す改正が控えています。

配偶者特別控除の一部廃止

平成16年度から、配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止となります。これにより最高38万円の控除がなくなります。

老年者控除の廃止

65歳以上、合計所得金額1,000万円以下の人に適用される老年者控除が、平成17年度から廃止となり最高50万円の控除がなくなります。

公的年金控除の一部廃止

65歳以上の人に対する公的年金控除額の上乗せ部分が廃止となります。

その他

今年の10月から厚生年金保険料が段階的に引き上げられます。

一方、減税の流れとしては、金融所得課税一体化に基づく配当と株式譲渡損の損益通算が検討されています。

（担当：太田 美奈）